

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 05-制度-00031</p> <p>第1条～第17条（略）</p> <p>（<u>応諾テレックス等の取扱い</u>）</p> <p>第18条 保険の申込に際し、輸出契約の相手方からの<u>応諾テレックス</u>、電報又はこれに準ずるもの（以下「<u>テレックス等</u>」という。）により輸出契約の内容について必要な事項が確認できる場合には、<u>テレックス等の入手</u>をもって輸出契約の当事者間の合意が成立したものと推定する。</p> <p>2 輸出者は、前項により保険契約の申込を行った場合には、輸出契約の相手方の<u>応諾サイン</u>のある輸出契約書又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。</p> <p>3 保険金の請求をする場合には、輸出契約を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。</p> <p>以下略</p> | <p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 05-制度-00031<br/>沿革 <u>平成17年9月 日 一部改正</u></p> <p>第1条～第17条（略）</p> <p>（<u>電子メール等の取扱い</u>）</p> <p>第18条 保険の申込に際し、輸出契約の相手方からの<u>電子メール</u>、電報又はこれに準ずるもの（以下「<u>電子メール等</u>」という。）により輸出契約の内容について必要な事項が確認できる場合には、<u>電子メール等の入手</u>をもって輸出契約の当事者間の合意が成立したものと推定する。</p> <p>2 輸出者は、前項により保険契約の申込を行った場合には、輸出契約の相手方の<u>応諾サイン</u>のある輸出契約書又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。</p> <p>3 保険金の請求をする場合には、輸出契約を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。</p> <p>以下略</p> <p><u>附 則</u><br/><u>この改正は、平成17年10月1日から実施する。</u></p> |